平成２４年（フ）第２６９号
愛知県豊田市泉町２丁目６番地３　サニーレジデンス101号、前住所愛知県豊田市美里５丁目17番地15　サンシティ豊田美里Ⅱ―205号
破産者　川畑　　仁
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
愛知県西尾市一色町生田一ノ割45番地21
破産者　下村　逸浩
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
愛知県みよし市三好町原49番地　M＆Ｉアムール201号、前住所愛知県日進市藤枝町前田５番地１　エルシエロ日進天空の館409
破産者　眞乘坊　明
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
愛知県岡崎市真宮町１番地12、前住所愛知県岡崎市矢作町字毛呂１番地18
破産者　はなの森　夢花こと　兵藤　章仁
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
宮崎市大字本郷北方4357番地11
破産者　廣永　泰清
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９号
宮崎市祇園４丁目60番地３　コーポ祇園103号
破産者　藤　　洋跨
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３４号
奈良市杏町404番地　第11号市営住宅第20号
破産者　片岡　和子
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５１号
札幌市南区藤野５条９丁目７番13号
破産者　須貝　英則
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５２号
札幌市南区藤野５条９丁目７番13号
破産者　須貝恵美子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１２号
北海道千歳市住吉３丁目17番３号　パレス住吉202号
破産者　廣田　盛計
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
山形県西村山郡河北町大字岩木251番地
破産者　富樫　　薫
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
山形市本町２丁目３番３―707号　朝日プラザ本町、前住所山形市瀬波３丁目３番20号
破産者　高橋　康一
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
千葉県東金市西福俵107番地35、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町上貝塚440番地10
破産者　工藤　文明
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
富山県富山市岩瀬古志町４番地４
破産者　木花　良昭
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５９号
富山県富山市岩瀬古志町４番地４
破産者　木花　一栄
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１６４号
富山県高岡市姫野445番地、開始決定時の住所富山県高岡市伏木矢田30番地131
破産者　藏町　秋子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３号
滋賀県草津市追分３丁目11番16号、開始決定時の住所滋賀県草津市追分町195―２
破産者　今井　隆志
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部